

2024年9月30日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
 日本都市ファンド投資法人（コード番号 8953）  
 代表者名 執行役員 西田雅彦  
 URL：<https://www.jmf-reit.com/>  
 資産運用会社名  
 株式会社KJRマネジメント  
 代表者名 代表取締役社長 鈴木直樹  
 問合せ先 執行役員 都市事業本部長 荒木慶太  
 TEL：03-5293-7081

## 新投資口発行及び投資口売出しに係る価格等の決定に関するお知らせ

日本都市ファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2024年9月25日開催の本投資法人役員会において決議いたしました新投資口発行及び投資口売出しに関し、本日開催の本投資法人役員会において、発行価格及び売出価格等を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新投資口発行（一般募集）

(1) 募集投資口数：	204,100 口
	上記募集投資口数のうち 81,640 口が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売されます。
(2) 払込金額（発行価額）(注)：	1 口当たり 91,770 円
(3) 払込金額（発行価額）の総額：	18,730,257,000 円
(4) 発行価格（募集価格）(注)：	1 口当たり 94,668 円
(5) 発行価格（募集価格）の総額：	19,321,738,800 円
(6) 申込期間（一般募集）：	2024年10月1日（火）
(7) 申込証拠金の入金期間	2024年10月1日（火）から 2024年10月2日（水）まで
(8) 払込期日：	2024年10月4日（金）
(9) 受渡期日：	2024年10月7日（月）

(注) 引受人は払込金額（発行価額）で買取引受けを行い、発行価格（募集価格）で募集を行います。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

# 日本都市ファンド投資法人

## 2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

(1) 売 出 投 資 口 数 :	10,200 口
(2) 売 出 価 格 :	1 口当たり 94,668 円
(3) 売 出 価 額 の 総 額 :	965,613,600 円
(4) 申 込 期 間 :	2024 年 10 月 1 日 (火)
(5) 申 込 証 拠 金 の 入 金 期 間 :	2024 年 10 月 1 日 (火) から 2024 年 10 月 2 日 (水) まで
(6) 受 渡 期 日 :	2024 年 10 月 7 日 (月)

## 3. 第三者割当による新投資口発行

(1) 払 込 金 額 ( 発 行 価 額 ) :	1 口当たり 91,770 円
(2) 払込金額(発行価額)の総額(上限):	936,054,000 円
(3) 申 込 期 間 ( 申 込 期 日 ) :	2024 年 11 月 5 日 (火)
(4) 払 込 期 日 :	2024 年 11 月 6 日 (水)

(注) 上記(3)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとします。

### <ご参考>

#### 1. 発行価格及び売出価格の算定

(1) 算 定 基 準 日 及 び そ の 価 格 :	2024 年 9 月 30 日 (月)	96,600 円
(2) デ ィ ス カ ウ ン ト 率 :		2.0%

#### 2. シンジケートカバー取引期間

2024 年 10 月 2 日 (水) ~ 2024 年 10 月 31 日 (木)

#### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

一般募集における手取金(18,730,257,000 円)は、2024 年 9 月 25 日付で公表した「国内不動産信託受益権の取得に関するお知らせ」に記載の本投資法人による新たな特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項における意味を有します。以下同じです。)のうち、「G ビル神宮前 10」、「JMF ビル横浜港北 01」及び「JMF ビル大阪福島 02」の取得資金の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限(936,054,000 円)については、手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得等に充当します。

以上

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。